発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022年８月31日
【発行者の名称】	株式会社アイガー （IGER　Inc.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　木田　裕士
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 グラントウキョウノースタワー36階
【電話番号】	(03)3212-5500（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理局長　　武内　美由紀
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　永堀　真
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社アイガー https://field.ne.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社

のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第33期（中間）	第31期	第32期
会計期間		自2021年12月１日 至2022年５月31日	自2019年12月１日 至2020年11月30日	自2020年12月１日 至2021年11月30日
売上高	（千円）	775,126	1,099,363	1,275,521
経常利益	（千円）	112,293	20,762	134,576
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益	（千円）	76,162	14,987	88,443
中間包括利益又は包括利益	（千円）	77,858	14,224	89,692
純資産額	（千円）	422,930	281,694	368,429
総資産額	（千円）	1,062,490	593,366	739,863
１株当たり純資産額	（円）	414.64	276.17	361.21
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	2.90 （－）	22.90 （－）
１株当たり中間（当期）純利益	（円）	74.67	14.69	86.71
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	－	－	－
自己資本比率	（%）	39.8	47.47	49.80
自己資本利益率	（%）	19.25	5.35	27.21
株価収益率	（倍）	－	－	－
配当性向	（%）	－	19.73	26.41
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	104,614	57,376	127,967
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	△19,304	△7,478
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	35,278	△4,766	△5,606
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	524,075	266,297	382,452
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	92 (2)	83 (2)	79 (2)

（注）１．第31期及び第32期は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、第31期及び第32期の中間連結経営指標等については記載しておりません。

２．第33期中間期の１株当たり配当額（うち１株当たり中間配当額）については、配当を行っていないため記載しておりません。

３．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、新株予約権の残高はありますが、2022年５月31日時点で当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

４．株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。

５．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます。）は、年間平均雇用人数（１日８時間換算）を（ ）外数で記載しております。

６．第32期の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第31期の連結財務諸表については当該監査を受けておりません。また、第33期中間期の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、EY新日本有

限責任監査法人による中間監査を受けております。
7．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、第32期中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については収益認識会計基準等を適用した後の指標となっております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
広告ブランディング事業	92（2）
合計	92（2）

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます。）は、中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2．当社グループは広告ブランディング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2022年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
92（2）	35.9	3.8	3,981

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます。）は、年間平均雇用人数（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
2．平均年間給与には、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3．当社グループは広告ブランディング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】
１【業績等の概要】
(1) 業績
当中間連結会計期間（2021 年 12 月 1 日から 2022 年５月 31 日）におけるわが国経済は、感染力が強いとされるオミクロン株が報告され、依然として先行きが不透明な状況にあります。当社グループが事業展開する国内広告市場も、新型コロナウイルスの感染再拡大の懸念に伴い今後の見通しは不透明な状況になっております。
このような事業環境の中、新型コロナウイルス感染症の影響を受けにくい教育関連市場を主体としている当社グループは、企業理念として「可能性を信じ、常に新しい分野に挑戦をし続け、それを企業化していく」を掲げ、ブランディング・プロダクションとして 32 年の実績と経験に基づく「広告営業力」と、独自の社内制作一貫体制で広告から空間まで様々なメディアを組み合わせた付加価値の高いブランディングを支援できる「提案力」と「クリエイティブ力」を活かし、新型コロナ終息後を見据え、新行動様式や WEB でのオープンキャンパス等の新たな需要に対して広告戦略・広告制作の提案を行っております。
以上の結果、当中間連結会計期間における当社グループの経営成績は、売上高は 775,126 千円、営業利益 112,780 千円、経常利益は 112,293 千円、親会社株主に帰属する中間純利益は 76,162 千円となりました。
当社は、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。
なお、当社グループは広告ブランディング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況
当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、全連結会計年度末と比べ 141,623 千円増加し、524,075 千円となりました。
当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。
なお、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

（営業活動によるキャッシュ・フローの状況）
営業活動の結果、得られた資金は104,614千円となりました。これは主として、税金等調整前中間純利益の計上112,293千円があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フローの状況）
当中間連結会計期間においては、投資活動を行っておりません。

（財務活動によるキャッシュ・フローの状況）
財務活動の結果、得られた資金は35,278千円となりました。これは、長期借入れによる100,000千円の収入と、長期借入金の返済による支出41,364千円及び配当金の支払額23,358千円の支出によるものです。

２【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績を示すと、次のとおりとなります。

なお、当社グループは広告ブランディング事業の単一セグメントであるため、広告ブランディング事業の受注実績を記載いたします。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（%）	受注残高（千円）	前年同期比（%）
広告ブランディング事業	519,274	－	461,520	－
合計	519,274	－	461,520	－

（注）１．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

２．当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりとなります。

なお、当社グループは広告ブランディング事業の単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、サービス別に記載しております。

サービスの名称	当中間連結会計期間（自　2021年12月１日 至　2022年５月31日）	前年同期比(%)
教育機関向け（千円）	723,826	－
一般企業向け（千円）	51,300	－
合計（千円）	775,126	－

（注）１．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

２．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上となる相手先がいないため記載を省略しております。

３．当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

３【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

４【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2022年５月19日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、㈱東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

＜担当J-Adviserとの契約について＞

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しています。

当社では、フィリップ証券㈱を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2021年12月30日にフィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

１．J-Adviser契約解除に関する条項

当社が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該１年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（フィリップ証券㈱が適当と認める場合に限る。）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、フィリップ証券㈱が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（当社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している当社を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のａ及びｂに定める書類に基づき行う。

ａ　次の(ａ)又は(ｂ)の場合の区分に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に規定する書面

（イ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ロ） 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載し

た書面

(2) 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったとフィリップ証券㈱が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であるとフィリップ証券㈱が認めた日）

ｃ　当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。

ａ　次の(イ)又は(ロ)に定める場合に従い、当該(イ)又は(ロ)に定める事項に該当すること。

(イ) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(ロ) 当社が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の(イ)及び(ロ)に掲げる事項が記載されていること。

(イ) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと

(ロ) 前ａの(イ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ロ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

(5) 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたとフィリップ証券㈱が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合とフィリップ証券㈱が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(イ)又は(ロ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

(イ) TOKYO PRO Market の上場株券等

（ロ）上場株券等が、その発行者である当社の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b　当社が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c　当社が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ 非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ 会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ 非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ 会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ 他の者への事業の譲渡、ⅶ 非上場会社との業務上の提携、ⅷ 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されているとフィリップ証券㈱が認めるとき

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、フィリップ証券㈱がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

a　当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券㈱が認める場合

b　当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、当社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このｂにおいて同じ。）が記載され、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券㈱が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

当社が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

当社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

当社が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、当社が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っているとフィリップ証券㈱が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいとフィリップ証券㈱が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとフィリップ証券㈱が認めた場合。

a　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著

しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であるとフィリップ証券㈱が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e　上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f　議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないとフィリップ証券㈱が認める場合は、この限りでない。

g　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

当社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(17) 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したとフィリップ証券㈱が認めるとき

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、フィリップ証券㈱もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

２．J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項

(1) 当社又はフィリップ証券㈱のいずれかが、当該契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヵ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

(2) 前項の定めにかかわらず、当社及びフィリップ証券㈱は、合意により本契約期間中いつでも当該契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヵ月前に書面で通知することにより当該契約を解除することができる。

(3) 契約解除する場合、特段の事情のない限りフィリップ証券㈱は、あらかじめ当該契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

５【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

６【研究開発活動】

該当事項はありません。

７【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は882,064千円で、前連結会計年度末に比べ324,744千円の増加となりました。これは主として、売掛金の増加202,746千円によるものです。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は180,425千円で、前連結会計年度末に比べ2,117千円の減少となりました。これは主として、ソフトウエアの減少1,769千円によるものです。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は446,676千円で、前連結会計年度末に比べ224,443千円の増加となりました。これは主として、買掛金の増加163,723千円によるものです。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は192,884千円で、前連結会計年度末に比べ43,682千円の増加となりました。これは長期借入金の増加43,682千円によるものです。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は422,930千円で、前連結会計年度末に比べ54,500千円の増加となりました。これは主として、当中間連結会計期間の親会社株主に帰属する中間純利益76,162千円の計上によるものです。

(3) 経営成績の分析

当中間連結会計期間の経営成績については、「１【業績等の概要】　（１）業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの概況については、「１【業績等の概要】　（２)キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第４【設備の状況】

１【主要な設備の状況】

(1) 発行者
当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 子会社
当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

２【設備の新設、除却等の計画】
該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間連結会計期間末現在発行数（株）（2022年５月31日）	公表日現在発行数（株）（2022年８月31日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,280,000	3,210,000	1,070,000	1,070,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	単元株式数100株
計	4,280,000	3,210,000	1,070,000	1,070,000	―	―

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりとなります。

第１回新株予約権（2016 年 11 月 24 日臨時株主総会決議）

	中間連結会計期間末現在 （2022年５月31日）	公表日現在 （2022年７月31日）
新株予約権の数（個）	4,315	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	21,575（注）１	21,575（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	48（注）２	48（注）２
新株予約権の行使期間	自　2018年11月25日 至　2026年11月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　48 資本組入額　24	発行価格　　48 資本組入額　24
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割り当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分をできないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	―

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、５株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率

２．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が株式分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

第２回新株予約権（2017 年８月 23 日臨時株主総会決議）

	中間連結会計期間末現在 （2022年５月31日）	公表日現在 （2022年７月31日）
新株予約権の数（個）	2,340	2,300
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	11,700（注）１	11,500（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100（注）２	100（注）２
新株予約権の行使期間	自　2019年８月26日 至　2027年６月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　100 資本組入額　50	発行価格　　100 資本組入額　50
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了による退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割り当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分をできないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	―

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、５株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率

２．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が株式分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行（処分）株式数 \times 1株当たり払込金額}{1株当たり時価}}{既発行株式数 + 新規発行（処分）株式数}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

第２－２回新株予約権（2017 年 11 月 17 日臨時株主総会決議）

	中間連結会計期間末現在 （2022年５月31日）	公表日現在 （2022年７月31日）
新株予約権の数（個）	20	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	100（注）１	100（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100（注）２	100（注）２
新株予約権の行使期間	自　2019年11月29日 至　2027年９月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　100 資本組入額　50	発行価格　　100 資本組入額　50
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了による退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割り当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れ、その他一切の処分をできないものとする。	同左

代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	―

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、５株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率

２．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が株式分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3)【ＭＳＣＢ等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2021年11月30日～2022年５月31日	―	1,070,000	―	17,000	―	―

(6)【大株主の状況】

2022年５月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
木田　裕士	東京都江東区	500,000	49.02
株式会社グローバルデントリープロジェクト	東京都中央区新川一丁目30番７号	500,000	49.02
株式会社文化放送	東京都港区浜松町一丁目31番	10,000	0.98
株式会社テラ	神奈川県鎌倉市由比ガ浜二丁目２番37号	10,000	0.98
計	―	1,020,000	100.00

（注）上記のほか、自己株式が50,000株あります。

(7)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2022年５月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式50,000	―	自己株式
完全議決権株式（その他）	普通株式1,020,000	10,200	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	1,070,000	―	―
総株主の議決権	―	10,200	―

②【自己株式等】

2022年５月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社アイガー	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号グラントウキョウノースタワー36階	50,000	―	50,000	4.67
計	―	50,000	―	50,000	4.67

２【株価の推移】

【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2021年12月	2022年１月	２月	３月	４月	５月
最高（円）	―	―	―	―	―	―
最低（円）	―	―	―	―	―	―

（注）当社株式は、2022年６月22日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketへ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

３【役員の状況】

2022年５月19日付の発行者情報公表日以後、本中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第６【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

(3) 当社は前中間連結会計期間（2020年12月１日から2021年５月31日まで）の中間連結財務諸表は作成していないため、前中間連結会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128 条第３項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2021年12月１日から2022年５月31日まで）の中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2021年11月30日）		当中間連結会計期間 （2022年５月31日）	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		382,452		524,075
売掛金		78,252		280,999
仕掛品		77,104		54,229
その他		19,510		22,760
流動資産合計		557,320		882,064
固定資産				
有形固定資産				
建物		65,530		65,530
減価償却累計額		△32,122		△33,254
建物（純額）	※１	33,407	※１	32,295
機械装置及び運搬具		10,094		10,094
減価償却累計額		△9,093		△9,276
機械装置及び運搬具（純額）		1,000		818
土地	※１	30,851	※１	30,851
工具、器具及び備品		47,138		47,138
減価償却累計額		△38,647		△39,951
工具、器具及び備品(純額)		8,491		7,187
有形固定資産合計		73,751		71,152
無形固定資産				
ソフトウエア		5,629		3,859
その他		149		149
無形固定資産合計		5,778		4,008
投資その他の資産				
差入保証金		94,966		94,200
繰延税金資産		8,031		11,048
その他		14		14
投資その他の資産合計		103,013		105,264
固定資産合計		182,543		180,425
資産合計		739,863		1,062,490

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2021年11月30日）		当中間連結会計期間 （2022年５月31日）	
負債の部				
流動負債				
買掛金		15,338		179,062
１年内返済予定の長期借入金	※１	71,026	※１	85,980
未払費用		65,224		109,333
未払法人税等		45,761		39,148
未払消費税等		21,970		22,579
契約負債		－		8,451
その他		2,910		2,120
流動負債合計		222,232		446,676
固定負債				
長期借入金	※１	149,202	※１	192,884
固定負債合計		149,202		192,884
負債合計		371,434		639,560
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,000		17,000
利益剰余金		349,800		402,604
自己株式		△5,000		△5,000
株主資本合計		361,800		414,604
その他の包括利益累計額				
為替換算調整勘定		6,629		8,325
その他の包括利益累計額合計		6,629		8,325
純資産合計		368,429		422,930
負債純資産合計		739,863		1,062,490

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

（単位：千円）

		当中間連結会計期間 （自 2021 年 12 月 1 日 至 2022 年 5 月 31 日）
売上高		775,126
売上原価		412,842
売上総利益		362,284
販売費及び一般管理費	※1	249,503
営業利益		112,780
営業外収益		
受取利息		0
為替差益		348
営業外収益合計		348
営業外費用		
支払利息		835
営業外費用合計		835
経常利益		112,293
税金等調整前中間純利益		112,293
法人税、住民税及び事業税		39,148
法人税等調整額		△3,017
法人税等合計		36,131
中間純利益		76,162
親会社株主に帰属する中間純利益		76,162

【中間連結包括利益計算書】

（単位：千円）

		当中間連結会計期間 （自 2021 年 12 月 1 日 至 2022 年 5 月 31 日）
中間純利益		76,162
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	※1、2	1,696
その他の包括利益合計		1,696
中間包括利益		77,858
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益		77,858

③【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自　2021年12月1日　至　2022年5月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,000	349,800	△5,000	361,800
当中間期変動額				
剰余金の配当		△23,358		△23,358
親会社株主に帰属する中間純利益		76,162		76,162
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当中間期変動額合計		52,804		52,804
当中間期末残高	17,000	402,604	△5,000	414,604

項目	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	6,629	6,629	368,429
当中間期変動額			
剰余金の配当			△23,358
親会社株主に帰属する中間純利益			76,162
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,696	1,696	1,696
当中間期変動額合計	1,696	1,696	54,500
当中間期末残高	8,325	8,325	422,930

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自　2021年12月１日 至　2022年５月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	112,293
減価償却費	4,368
受取利息	△0
支払利息	835
売上債権の増減額（△は増加）	△202,746
たな卸資産の増減額（△は増加）	22,875
仕入債務の増減額（△は減少）	163,723
未払費用の増減額（△は減少）	44,075
その他	5,786
小計	151,212
利息の受取額	0
利息の支払額	△835
法人税等の支払額	△45,762
営業活動によるキャッシュ・フロー	104,614
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	100,000
長期借入金の返済による支出	△41,364
配当金の支払額	△23,358
財務活動によるキャッシュ・フロー	35,278
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,730
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	141,623
現金及び現金同等物の期首残高	382,452
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1　524,075

【注記事項】
(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)
１．連結の範囲に関する事項
(1) 連結子会社の数　１社
連結子会社の名称
IGER AMERICA Corporation

(2) 主要な非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

２．持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。

３．連結子会社の中間決算日等に関する事項
連結子会社の中間決算日の末日は、中間連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産
a 仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
① 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　８～37年
機械装置及び運搬具　６～10年
工具、器具及び備品　３～15年
② 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準
当社グループの展開する広告ブランディング事業による収益は、契約等に基づき顧客へ商品又はサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債と収益及び費用は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項
該当事項はありません。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号　2020 年３月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。また、当中間連結会計期間の中間連結財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号　2019 年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号　2019 年７月４日）第 44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（令和２年３月６日内閣府令第９号）附則第３条第２項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

（中間連結貸借対照表関係）

※１　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2021 年 11 月 30 日）	当中間連結会計期間 （2022 年５月 31 日）
建物	25,887 千円	25,462 千円
土地	30,851	30,851
計	56,738	56,313

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2021 年 11 月 30 日）	当中間連結会計期間 （2022 年５月 31 日）
１年内返済予定の長期借入金	6,000 千円	6,000 千円
長期借入金	22,500	19,500
計	28,500	25,500

（中間連結損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 （自　2021年12月１日 至　2022年５月31日）
役員報酬	29,010千円
給料及び手当	83,488
支払手数料	31,698
地代家賃	40,474

（中間連結包括利益計算書関係）

※１　その他の包括利益に係る組替調整額

	当中間連結会計期間 （自　2021年12月１日 至　2022年５月31日）
為替換算調整勘定：	
当期発生額	1,696千円
その他の包括利益合計	1,696

※２　その他の包括利益に係る税効果額

	当中間連結会計期間 （自　2021年12月１日 至　2022年５月31日）
為替換算調整勘定：	
税効果調整前	1,696千円
税効果額	－
税効果調整後	1,696
その他の包括利益合計	
税効果調整前	1,696
税効果額	－
税効果調整後	1,696

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計期間 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,070,000	－	－	1,070,000
合計	1,070,000	－	－	1,070,000
自己株式				
普通株式	50,000	－	－	50,000
合計	50,000	－	－	50,000

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	１株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年２月25日 定時株主総会	普通株式	23,358	22.90	2021年11月30日	2022年２月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当中間連結会計期間 (自　2021年12月１日 至　2022年５月31日)
現金及び預金勘定	524,075千円
現金及び現金同等物	524,075

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2021年11月30日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
差入保証金	94,966	94,966	－
資産計	94,966	94,966	－
長期借入金（１年内返済予定を含む）	220,228	217,615	△2,612
負債計	220,228	217,615	△2,612

（注）「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるものであり、時価が帳簿価額に近似するものであるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（2022年５月31日）

	中間連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
差入保証金	94,200	94,200	－
資産計	94,200	94,200	－
長期借入金（１年内返済予定を含む）	278,864	275,346	△3,517
負債計	278,864	275,346	△3,517

（注）「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるものであり、時価が帳簿価額に近似するものであるため、記載を省略しております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時間の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間連結会計期間（2022 年５月 31 日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	94,200	－	94,200
資産計	－	94,200	－	94,200
長期借入金（１年以内返済予定を含む）	－	275,346	－	275,346
負債計	－	275,346	－	275,346

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを返還予定日までの期間及び国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

(収益認識関係)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは広告ブランディング事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期等は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項の「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項　４．会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約負債の残高等

	当中間連結会計期間
契約負債（期首残高）	－（千円）
契約負債（中間期末残高）	8,451（千円）

契約負債は収益の認識に伴い、2022年11月期中に取り崩されます。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自　2021年12月１日　至　2022年５月31日）

当社グループの報告セグメントは「広告ブランディング事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自　2021年12月１日　至　2022年５月31日）

１．商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

項目	前連結会計年度 (2021年11月30日)	当中間連結会計期間 (2022年５月31日)
１株当たり純資産額（円）	361.21	414.64

	当中間連結会計期間 （自　2021年12月１日 至　2022年５月31日）
１株当たり中間純利益金額（円）	74.67
（算定上の基礎）	
親会社株主に帰属する 中間純利益金額（千円）	76,162
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益金額（千円）	76,162
普通株式の期中平均株式数（株）	1,020,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権３種類(新株予約権の株式数33,375株)。詳細は「第５【発行者の状況】１【株式等の状況】(２)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、2022年５月31日時点で当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

（２）【その他】
該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２２年8月３１日

株　式　会　社　ア　イ　ガ　ー
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　一　宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原　賀　恒　一　郎

中間監査意見
　当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第１２８条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイガーの２０２１年１２月１日から２０２２年１１月３０日までの連結会計年度の中間連結会計期間（２０２１年１２月１日から２０２２年５月３１日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。
　当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイガー及び連結子会社の２０２２年５月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（２０２１年１２月１日から２０２２年５月３１日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

・　中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。